

建造物侵入，埼玉県迷惑行為防止条例違反被告事件について

事案の概要

◇ 本件は，被告人が，共犯者と共謀の上，パチンコ店の女子トイレに侵入し，用便中の女性の姿態を小型カメラで盗撮したという事案。

建造物侵入罪（法定刑：3年以下の懲役又は10万円以下の罰金）と埼玉県迷惑行為防止条例違反（盗撮）の罪（同：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が刑法54条1項前段の科刑上一罪の関係にある。

1 審判決，原判決及び争点

◇ 1 審で検察官は罰金40万円を求刑したが，1 審判決はこの場合に宣告できる罰金額の上限は懲役刑の重い建造物侵入罪の法定刑に従い10万円（額が低い方）となるとの判断を示し，それを前提とすると罰金刑を選択するのは相当でないとして被告人を懲役2月，3年間執行猶予に処した。被告人が控訴したが，原判決も1 審判決を是認し，控訴棄却。被告人が上告。

◇ 争点は，複数の罪が科刑上一罪の関係にある場合において，懲役刑が重い罪（本件では建造物侵入罪）と軽い罪（本件では埼玉県迷惑行為防止条例違反）のどちらも罰金刑を選択することができ，懲役刑の軽い罪の罰金額の上限（本件では50万円）よりも，懲役刑の重い罪の罰金額の上限（本件では10万円）の方が低いときに，宣告できる罰金額の上限がいくらになるか。

同種の事案で宣告できる罰金額の上限は額が高い方となるとした高裁判例（名古屋高裁金沢支部平成26年3月18日判決）違反等が主張されている。

〔参考〕

刑法第54条1項 一個の行為が二個以上の罪名に触れ，又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは，その最も重い刑により処断する。